

○東海市公共駐車場の設置及び管理に関する条例

平成22年12月24日

条例第39号

東海市公共駐車場の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

東海市公共駐車場の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、東海市公共駐車場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市内における自動車の駐車のための施設を整備し、道路交通の円滑化を図るため、東海市公共駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

2 駐車場の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(利用時間)

第3条 駐車場の利用時間は、終日とする。ただし、市長は、管理上特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(駐車できる自動車)

第4条 駐車場に駐車できる自動車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車で、長さ5.0メートル以下、幅2.5メートル以下かつ高さ2.3メートル以下の4輪又は3輪のものとする。

(利用の禁止)

第5条 次の各号のいずれかに該当する自動車は、駐車場を利用することができない。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載した自動車
- (2) 人体に危険を及ぼすおそれのある物品又は他の自動車の利用に支障を及ぼすおそれのある物品を積載した自動車
- (3) 前2号のほか、駐車場の管理上支障があると市長が認める自動車

(利用の制限)

第6条 市長は、駐車場の補修その他やむを得ない理由があるとき、駐車場の全部又は一部の利用を制限することができる。

(使用料)

第7条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、使用料を納付しなけれ

ばならない。

2 使用料の額は、自動車1台1回の利用につき、別表第2のとおりとする。

(回数券の発行)

第8条 市長は、回数券を発行することができる。

2 回数券は、100円券を11枚つづったものとする。

3 回数券の額は、1,000円とする。

(定期券の発行)

第8条の2 市長は、駐車場の管理上支障がないと認めるときは、定期券を発行することができる。

2 定期券は、有効期間を1月として定めた自動車1台について定額で駐車場を利用することができる券とし、その種類は、次のとおりとする。

(1) 全日定期券(有効期間内の全日において定額で駐車場を利用することができる定期券をいう。以下同じ。)

(2) 平日定期券(有効期間内の日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日以外の日において定額で駐車場を利用することができる定期券をいう。以下同じ。)

3 前項の規定による有効期間が満了する場合には、定期券の発行を受けた者の別段の意思表示があるときその他市長が特別の理由があると認めるときを除き、1月の期間これを更新する。この項の規定により更新した有効期間が満了する場合も、同様とする。

4 定期券の額は、有効期間1月につき、次の各号に掲げる定期券の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 全日定期券 1万円

(2) 平日定期券 8,000円

5 市長は、定期券の発行に当たっては、駐車場所を特定し、又は他の者に優先して駐車場を利用することができる旨を特約することはできない。

(使用料の徴収)

第9条 使用料は、利用者が駐車場から自動車を出庫させるときに徴収する。ただし、回数券に係るものについては当該回数券を発行するときに、定期券に係るものについては市長が定めるときに、それぞれ徴収する。

(使用料の不徴収)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させるときは、使用料を徴収しないものとする。

(1) 道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車

(2) 国又は地方公共団体の職員が災害その他緊急を要する業務を行うため、駐車させる自動車

(3) 前2号のほか、市長が特別な理由があると認める自動車

(使用料の還付)

第10条の2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第11条 利用者は、故意又は過失によって施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(事故等の免責)

第12条 駐車場において、自動車相互の接触若しくは衝突によって生じた損害、盗難又は天災事変若しくは不可抗力による損害については、市長は、その責めを負わない。

(駐車場の目的外使用に係る使用料)

第13条 東海市太田川駅東公共駐車場にショッピングカート置場を設置しようとするものは、1月(1月未満は1月とする。)につき、当該駐車場について市長の定める建物評価額に、ショッピングカート置場の面積を当該駐車場の延べ面積で除して得た数を乗じ、その額に100分の11を乗じ、12で除して得た額(10円未満の端数は切り捨てる。)の使用料を市長の指定する日までに納付しなければならない。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、駐車場の管理を法人その他の団体であって東海市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年東海市条例第15号)の定めるところにより市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 駐車場の利用に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他駐車場の管理に関し、市長が必要と認める業務

3 指定管理者は、法令、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに市長の指示に従って、駐車場の管理を行わなければならない。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第3条、第5条、第6条及び第12条の規定の適用については、第3条中「市長は、管理上特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、管理上特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第5条第3号及び第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条中「市長」とあるのは「市長及び指定管理者」とする。

(利用料金)

第15条 市長は、適当と認めるときは、指定管理者に駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金の額は、第7条第2項の使用料の額（回数券にあつては第8条第3項の回数券の額、定期券にあつては第8条の2第4項の定期券の額）の範囲内において、あらかじめ指定管理者が市長の承認を得て定める。その額を変更する場合も、同様とする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び利用料金の額を公表しなければならない。

4 第7条第1項、第8条（第3項を除く。）、第8条の2（第4項を除く。）及び第9条から第10条の2までの規定は、第1項の規定により指定管理者の収入として收受させる利用料金について準用する。この場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第8条第1項、第8条の2第1項、第3項及び第5項、第9条ただし書、第10条各号列記以外の部分並びに第10条の2ただし書中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(過料)

第17条 市長は、詐欺その他の不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第28号）

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第46号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市公共駐車場の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後のショッピングカート置場の設置に係る使用料について適用し、同日前のショッピングカート置場の設置に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年条例第23号）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東海市公共駐車場の設置及び管理に関する条例第15条の規定により新たに利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合における同条第2項及び第3項の手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

附 則（令和元年条例第20号）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市公共駐車場の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和5年条例第26号）

- 1 この条例は、令和5年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 東海市公共駐車場の設置及び管理に関する条例第15条第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合における改正後の同条例（以下「新

条例」という。)の規定に基づく利用料金に係る新条例第15条第2項及び第3項の手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

- 3 新条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に駐車場から自動車を出庫させる利用者が納付すべき使用料について適用し、同日前に駐車場から自動車を出庫させた利用者が納付すべき使用料については、なお従前の例による。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
東海市太田川駅東公共駐車場	東海市大田町蟹田97番地

別表第2 (第7条関係)

利用時間の区分	算定対象利用時間の区分	使用料
(1) 基本時間未満		無料
(2) 基本時間以上基本時間に11時間30分を加算した時間未満	2時間未満	算定対象利用時間について1単位時間につき100円を乗じて得た額
	2時間以上11時間30分未満	500円
(3) 基本時間に11時間30分を加算した時間以上		500円に、算定対象利用時間のうち11時間30分以上の部分について、11時間30分までごとに前項に定める使用料の例により計算した額を加算した額

備考

- 1 この表及び備考において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 基本時間 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める時間をいう。

ア イ及びウに掲げる者以外の者 30分

イ 入庫から出庫までの間に、市長が定める公共施設を利用し、その承認を

受けた者 2時間

ウ 入庫から出庫までの間に、市長が特別の理由があると認め指定した施設  
を利用し、その承認を受けた者 1時間30分

(2) 算定対象利用時間 利用時間のうち基本時間以上の部分をいう。

(3) 1単位時間 自動車1台につき30分の利用時間をいう。

2 この表の(2)の項及び(3)の項に定める使用料を計算する場合において、  
算定対象利用時間若しくは算定対象利用時間のうち1 1時間30分以上の部分  
が1単位時間未満のとき又はこれらの時間に1単位時間未満の端数があるとき  
は、その1単位時間未満の時間又はその端数の時間は、1単位時間とする。